

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ④ 相続税の納税義務者

**Q** : 私は、海外に住んでいます。先日、父が亡くなりましたが、外国にある財産を相続しても相続税はかかりますか？

**A** : 日本に国籍がある場合は、原則として相続税がかかります。

### 【解説】

相続税法では、相続税の納税義務者について、次のように規定しています。

- ① 相続又は遺贈により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において、日本に住所を有するもの、あるいは、相続又は遺贈により日本にある財産を取得した個人でその取得した時において、日本に住所を有しないものは、相続税を納める義務があるとしています。
- ② また、相続又は遺贈により国外にある財産を取得した個人で、その財産を取得した時において日本に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者(その者もしくはその相続に係る被相続人等がその相続開始前5年以内に日本国内に住所を有していた場合に限り)は、相続税を納める義務があるとしています。

したがって、あなたが日本国籍を有している場合は、原則として、相続税を納めなければなりません。あなたとおとうさんの双方が、その相続開始前5年以内に国内に住所を有していない場合には、相続税はかかりません。

